

学生・教職員の皆さんへ

＜新型コロナウイルス感染症対応＞
2022年度 学生・教職員の海外渡航について

新型コロナウイルス感染症流行下における海外渡航については、学生及び教職員の安全と感染拡大防止を踏まえたうえで、以下のとおりいたします。

なお、この取り扱いは、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、随時、見直しを行います。

●海外渡航については、以下の条件を満たす場合に可能とします。

なお、渡航にあたっては、渡航予定先のビザ発給制限、入国制限、検疫体制、行動制限について、各国当局のホームページや駐日大使館などで最新情報を確認するとともに、日本への再入国後には行動の制限が課される場合があることを理解したうえで、渡航の必要性を十分検討してください。また、日本帰国後の本学での活動においては、本学保健管理センターの指導に基づき行動してください。

＜学生の海外渡航＞

渡航先(国・地域)の外務省海外安全情報の危険レベル及び感染症危険レベルが共にレベル1(十分注意してください)以下であること。

ただし、本学が実施する各種プログラム(交換留学・語学研修・インターンシップ等)及び大学院生が指導教員の承諾を得て行う研究活動では、感染症危険レベルが2(不要不急の渡航は止めてください)またはレベル3(渡航は止めてください。(渡航中止勧告))であっても、現地の感染状況や受入れ大学等の管理体制を確認したうえで、別紙の要件を満たす場合に渡航を許可することがあります。なお、各種プログラムでの渡航にあたっては、別紙の要件に加え、各プログラム実施に必要な追加要件を満たすこととします。追加要件の詳細は、プログラムを実施する部署に確認してください。

＜教職員の海外渡航＞

渡航先(国・地域)の外務省海外安全情報の危険レベル及び感染症危険レベルが共にレベル1(十分注意してください)以下であること。

ただし、感染症危険レベルが2(不要不急の渡航は止めてください)またはレベル3(渡航は止めてください。(渡航中止勧告))の地域に、研究活動や業務出張等のやむを得ない理由により渡航する場合は、教育活動等に支障がなく、事前に所属長に渡航期間及び行程を報告し、承認を得られた場合にのみ可能とします。実際に渡航した場合は、帰国後に産業医に報告し、その指示を受けるものとします。

以上

【本件に関する問い合わせ先】 国際センター kokusai-web@kanagawa-u.ac.jp

学生の海外渡航に関する要件
<感染症危険レベル2またはレベル3の国・地域へ渡航する場合>

1 渡航先の国・地域及び大学等について

- (1) 渡航先の国・地域の感染防止策、医療体制、帰国ルートが十分に整っていること。
- (2) 査証が必要な場合は査証が取得でき、大学等が受入れを許可していること。
- (3) 受入れ大学等が十分な感染予防対策を講じていること。

2 学生及び保証人の承諾事項について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の疾病のリスク及び感染症予防対策を行う責任があることを十分に理解し、重篤化リスクの高い基礎疾患等に該当しないことを確認すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、それにより生じた被害及び損害等について、学生及び保証人がその責任を負うこと。
- (3) 渡航後に帰国勧告が発出される場合には、在外公館、大学等や本学からの指示に従うこと。また、緊急帰国に伴う費用は本人負担となること。
- (4) 渡航先の国・地域において新型コロナウイルス感染症が流行した際に取りべき対応を事前に確認していること。

3 学生の順守事項について

- (1) 渡航先及び日本が定める防疫措置に関する規則等に則った行動ができること。
- (2) 渡航先の国・地域の最新の感染状況を随時把握し、感染した場合に取りべき行動、相談機関、医療機関等を確認していること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症にも対応する旅行保険に加入していること。
- (4) その他、海外渡航における危機管理について、十分に理解していること。

<https://www.kanagawa-u.ac.jp/international/overview/crisismanagement/index.html>

4 ワクチン接種について

- (1) ワクチン接種が求められている国・地域への渡航については、その要件を満たすこと。
- (2) ワクチン接種が求められていない国・地域であっても、ワクチン接種を強く推奨する。

以上